

## 協議第 1 号

### 合併の方式について

合併の方式について承認を求める。

平成 20 年 12 月 1 日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

合併の方式について

合併の方式については、城南町を廃し、その区域を熊本市に編入する  
編入合併とする。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 資料：市町村の合併の方式

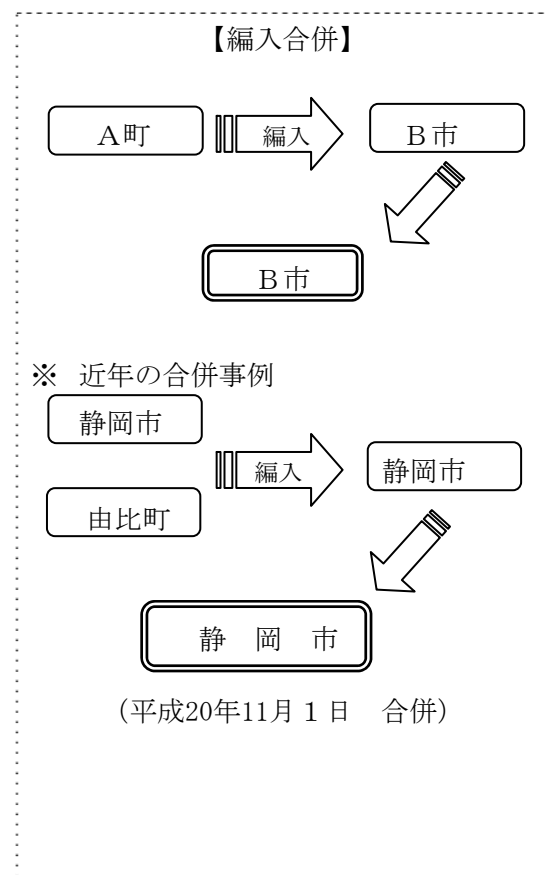
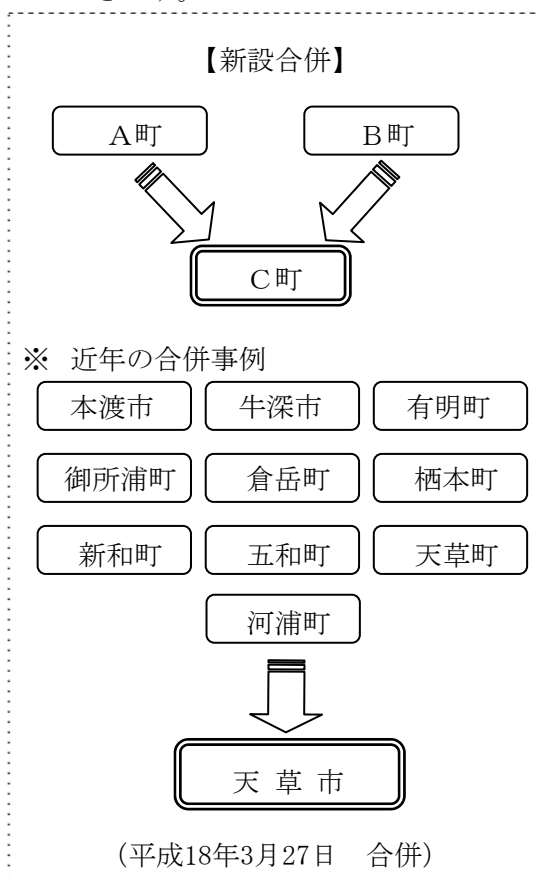
(市町村合併法定協議会運営マニュアル「基本編」より一部抜粋)

新設（対等）合併とするか編入（吸収）合併とするかは、合併の法形式として最も基本的な事項であり、その後の協議の土台をなすものであり、優先して論議されるべき事柄です。その一方、大きな相違点があることから慎重に判断し、合併の状況がみえてきた段階で、衆議を尽くして選択した方がよいとの意見もあります。

いずれの場合にせよ、合併に際しては、両市町が全て対等な立場で臨むことが必要です。近年の事例を見ると、「対等な精神での編入合併」ということを協議会で決定しているケースもあります（佐賀市、福島市など）。

※下表【新設合併と編入合併の比較】参照

- ◎ 市町村の合併は、地方自治法第7条に規定する『廃置分合』に含まれる概念です。
- ・「廃置分合」とは、法人格の変動を伴う地方公共団体の区域の変化であり、合体、編入、分割、分立のうち、少なくとも1つ以上の市町村の数が減少するものを「市町村の合併」といいます。
  - ・市町村の合併は、その形態により「新設合併」と「編入合併」の2つに分けることができます。



【新設合併と編入合併の比較】

		新 設 合 併	編 入 合 併
定義		2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの。
法人格		新たに法人格が発生する。	編入する市町村の法人格が継続する。
合併市町村の名称		新たに定める。	編入する市町村の名称となる。
事務所の位置		新たに定める。	通常は編入する市町村の事務所の位置となる。
市町村の長		消滅する合併関係市町村の長は失職する。	編入する市町村の長は変わらず、編入される（消滅する）市町村の長は失職する。
議会の議員	原則	消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職する。 合併市町村の定数による設置選挙を行う。	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される（消滅する）市町村の議会の議員は失職する。（合併による著しい人口増の場合は増員選挙を行う。）
	特例	次のいずれかによることができる。 ①設置選挙において、新設合併の特例定数（定数の2倍まで）とすることができる。 ②合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、最長2年間在任することができる。	次のいずれかによることができる。 ①増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とすることができる。（増加分は編入された区域に配分） ②編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、編入する市町村の議会の議員の残任期間に限り、在任することができる。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採ることができる。
農業委員会の委員 （合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合）	原則	消滅する合併関係市町村の委員（選挙による委員、選任による委員）は全て失職し、新たに選挙を行う。（選任による委員は農業委員会法に基づき選任する）	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される（消滅する）市町村の委員は全て失職する。
	特例	合併関係市町村の委員（選挙による委員）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は10～80人の範囲で、最長1年間、在任することができる。	編入される（消滅する）市町村の委員（選挙）のうち合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間に限り、在任することができる。
特別職の職員		消滅する合併関係市町村の特別職の職員は、全て失職する（新たに選任する）。	編入する市町村の特別職の職員はそのまま在任し、編入される（消滅する）市町村の特別職の職員は全て失職する。
条例・規則		消滅する合併関係市町村の条例・規則は全て失効する（新たに制定する）。	編入する市町村の条例・規則を適用する（合併に伴い必要な改正を行う）。

【市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）下での市町村合併の状況】

※ 平成21年8月8日までに官報告示を終えたもの

合併年月日	新市町村名	合併関係市町村	合併形態
平成18年1月10日	高松市	高松市、牟礼町	編入
平成18年4月1日	弥富市	弥富町、十四山村	編入
平成18年8月1日	笛吹市	笛吹市、芦川村	編入
平成18年10月1日	高崎市	高崎市、榛名町	編入
平成18年10月1日	八女市	八女市、上陽町	編入
平成19年1月1日	本宮市	本宮町、白沢村	新設
平成19年1月22日	岡山市	岡山市、建部町、瀬戸町	編入
平成19年1月29日	みやま市	瀬高町、山川町、高田町	新設
平成19年2月13日	熊谷市	熊谷市、江南町	編入
平成19年3月11日	相模原市	相模原市、藤野町、城山町	編入
平成19年3月12日	木津川市	木津町、加茂町、山城町	新設
平成19年3月31日	宇都宮市	宇都宮市、上河内町、河内町	編入
平成19年3月31日	延岡市	延岡市、北川町	編入
平成19年10月1日	佐賀市	佐賀市、川副町、東与賀町、久保田町	編入
平成19年10月1日	屋久島町	上屋久町、屋久町	新設
平成19年12月1日	南九州市	穎娃町、川辺町、知覧町	新設
平成20年1月1日	高知市	高知市、春野町	編入
平成20年1月15日	豊川市	豊川市、音羽町、御津町	編入
平成20年3月21日	美祢市	美祢市、美東町、秋芳町	新設
平成20年4月1日	村上市	村上市、荒川町、山北町、神林村、朝日村	新設
平成20年4月1日	島田市	島田市、川根町	編入
平成20年7月1日	福島市	福島市、飯野町	編入
平成20年10月6日	熊本市	熊本市、富合町	編入
平成20年11月1日	伊佐市	大口市、菱刈町	新設
平成20年11月1日	静岡市	静岡市、由比町	編入
平成20年11月1日	富士市	富士市、富士川町	編入
平成20年11月1日	焼津市	焼津市、大井川町	編入
平成21年1月1日	藤枝市	藤枝市、岡部町	編入
平成21年3月30日	日南市	日南市、北郷町、南郷町	新設

※総務省自治行政局合併推進課提供 合併デジタルアーカイブより

(編入合併：20件、新設合併：9件)